

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 4 号

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年函館市条例第 2 号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和 8 年 6 月 1 5 日とする。